

京都市告示第252号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和5年7月28日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	寄附金税額控除の対象となる期間
特定非営利活動法人 上賀茂神経リハビリ テーション教育研究 センターに対する寄 附金	京都市北区上賀茂西河原 町1番地の1	当該法人の主 たる目的であ る業務	令和5年5月1日から 令和10年4月30日 まで

(行財政局税務部税制課)